六十一、東北エバーソフト販売株式会社に対する件

昭和四十三年(排)第五十八号

排除命令

宮城県仙台市光禅寺通四十八番地

東北エバーソフト販売株式会社

右代表者　代表取締役　小　松　英　治

当委員会は、右の者に対し、不当景品類及び不当表示防止法(昭和三十七年法律第百三十四号)第六条第二項の規定による聴聞をした後、同条第一項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主　文

一、東北エバーソフト販売株式会社は、昭和四十二年十月一日から同年十二月末日までを売出期間とする「寝具類」の取引に関するビラの配布を受けた一般消費者の誤認を排除するために、すみやかに、同社が「神秘な原生林と地平線の見える大平原の別天地」と称して取引をしようとした「寝具類」の単品売りの通常小売価格の合計は、二万三千百五十円であり、販売価格三万五千円のなかには当該北海道観光旅行に要する経費一万九千五百円の大部分が含まれているものであつて、当該北海道観光旅行は招待旅行ではないことを広告しなければならない。この広告については、あらかじめ、当委員会の承認を受けなければならない。

二、同社は、今後「寝具類」の取引に関し、ビラ、ポスターその他これらに類似する物による広告をするときは、本件事実と同様の記載をすることにより、当該商品の取引条件について実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される広告をしてはならない。

三、同社は、第一項に基づいてした広告について、遅滞なく、文書をもつて当委員会に報告しなければならない。

事　実

東北エバーソフト販売株式会社（以下「東北エバーソフト」という。）は、肩書地に事務所を置き、寝具その他の商品の販売業を営む事業者である。

東北エバーソフトは、昭和四十二年十月一から同年十二月末日までを売出期間とするブリヂストンエバーライトマットレス一〇〇ミリ一枚、エバーライトマットレス六一ミリ一枚、テイジンテトロン洋ふとん一枚、トーア毛布水仙一枚、沙付ふとんカバー一枚、カネボーシーツ一枚、半ソバ入枕一個、リッパー織座側付座布団五枚および六枚入ふとん袋一枚の九種十三点を一組とする寝具類（以下「寝具類」という。）の販売について、昭和四十二年十月初めごろ、ビラ、（別添写）約一万五千枚を東北エバーソフトの取引先小売店を通じて、宮城県および山形県の一部の地区における一般消費者に配布した。

このビラにより、東北エバーソフトは、「神秘的な原生林と地平線の見える大平原の別天地」と称して「寝具類」を三万五千円で購入した者に対し、昭和四十三年六月に五泊六日の北海道観光旅行（第一日仙台出発―青森車中泊、第二日目函館―定山渓一泊、第三日目定山渓―札幌―登別温泉一泊、第四日目登別―洞爺湖一泊、第五日目洞爺湖、函館車中泊、第六日目函館―仙台帰着）に招待する旨を表示している。

しかるに、東北エバーソフトが販売しようとした「寝具類」の単品売りの通常小売価格は、エバーライト一〇〇ミリが五千五百

円、エバーライト六〇ミリが二千円、洋掛ふとん六千円、毛布二千円、ふとんカバー千円、シーツ六百円、マクラ八百円、座布団五枚四千円、六枚入ふとん袋千二百五十円(合計二万三千百五十円)であり、これらをセットにした販売価格が、三万五千円であるとは認められず、当該北海道観光旅行に要する経費一万九千五百円の大部分は販売価格三万五千円のなかに含まれているものであつて、当該北海道観光旅行が招待旅行であるとは認められない。

よつて、東北エバーソフトは、その販売する「寝具類」の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示をしているものであつて、かかる行為は、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認められる。

法の適用

前記事実によれば、東北エバーソフトの行為は、不当景品類及び不当表示防止法第四条第二号の規定に違反する。

昭和四十三年十月十四日

公正取引委員会

委員長　山田精一
委員　菊池淳一
委員　梅田孝久
委員　岡康夫
委員　有賀美智子

別添写　省略